## 告 示

## 埼玉県選管告示第六十七号

があった旨の報告があった。 く個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり所在地の変更 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定に基づ

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

-	長	玉四十番地四(新)埼玉県本庄市児玉町児	; ; 1
六 十 人	上町自治会	玉二千五百十五番地六 (旧) 埼玉県本庄市児玉町児	上町会館
-	会長	田林二百十二番地(新)埼玉県本庄市児玉町吉	1 1 2 1 1
五 十 人	吉田林自治	田林二百十三番地(旧)埼玉県本庄市児玉町吉	吉田林自治会館
= - /	長	山千四百一番地一(新)埼玉県本庄市児玉町秋	和 L 合 食
三 十 人	秋山自治会	山千四百一番地(旧)埼玉県本庄市児玉町秋	) 山 会 館
<u>=</u> - /	長	玉二千四百二十番地(新)埼玉県本庄市児玉町児	上三月外名食
E  -   	下町自治会	玉二千四百二十八番地(旧)埼玉県本庄市児玉町児	山王自台会官
収容人員	管理者	所在地	施設の名称

本町会館		施設の名称
玉二百六十一番地二(新)埼玉県本庄市児玉町児	玉千二百五十六番地一(旧)埼玉県本庄市児玉町児	所 在 地
長 本町自治会		管理者
百人		収容人員